

中華人民共和國国家知識財権局

発明

PCT 国際出願の中国国家知識産権局への国内段階移行

本欄は国家知識産権局特許庁が記入

(国家出願番号)

出願日

国内段階への移行日

代理機構の整理番号

国際出願番号 PCT/JPXXXX/XXXXXX		
国際出願日 XXXX年XX月XX日	優先日(最初) XXXX年XX月XX日	
国際公開番号 WO/XXXX/XXXXXX	国際公開日 XXXX年XX月XX日	国際公開の言語 日本語
発明の名称		
1. 権利保護の請求類型	発明特許	実用新案
2. 中国国内段階における出願人 (1)氏名または名称: 住所: 日本 (2)氏名または名称: 住所:		
3. 中国国内段階における発明者(氏名) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)		
4. 代理人 代理機構の名称: 代理人の氏名: 程偉 代理機構の住所: 電話番号: XXXX XXXX		
5. 早期処理および審査の請求* 優先日より 30 ヶ月の期限が満了していない場合、出願人は中国特許法実施細則第 108 条に基づき、国家知識産権局特許庁に当該国際出願の早期処理および審査を請求することができる。		
6. 国際公開前に当該出願の手続きを行なう場合、出願人は特許協力条約第 23 条(2)の規定および特許協力条約実施促進 47.4 の規定により、指定局に出願することができる。指定局は国際局に出願書の副本の送達を要求し、特許局が出願書の複本を受け取った後に、審査を開始する。		
7. 優先権項目		
優先権日	先願国	先願番号
(1)XXXX年XX月XX日	日本	XXXX-XXXXXXXX
(2)		
(3)		
(4)		
(5)		
(6)		
8. 国際段階で回復した優先権は第 7 欄の第__項である。		

データ採集欄(特許局が記入)

説明書の枚数:
図面の枚数:
ヌクレオチドおよび
アミノ酸の配列表枚数:
権利請求項数:
実体審査請求の表記:
微生物出願との関連の有無:

PCT/CN 501 表(1 ページ)(2007 年 4 月)

*注: 優先日より 30 ヶ月の期間が満了する前に、早期処理の申請を行わない場合、第 5 欄の内容を斜線で削除してください。

